

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により令和 4 年 2 月 24 日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 2 4 日

岐阜県監査委員	水	野	吉	近
岐阜県監査委員	長	屋	光	征
岐阜県監査委員	鈴	土		靖
岐阜県監査委員	長	縄	直	子
岐阜県監査委員	南		圭	一

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査
(同条第5項に基づく随時監査として実施)

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和3年度を対象とした。

(2) 対象機関

- ① 岐阜関ヶ原古戦場記念館
- ② ぎふ木遊館

(3) 対象事務

観覧料の収納

<主な監査項目>

- ・つり銭等の現金の管理
- ・観覧料の銀行への振込時期
- ・未使用の観覧券の管理
- ・現金出納簿等の整理

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確に行われているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、事務局書記による予備監査を実地で行い、その後、監査委員による監査を書面で行った。なお、予備監査については、不正・不祥事の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて実施した。

事務局書記による予備監査 : 令和3年11月2日(火)

監査委員による監査(書面) : 令和4年2月24日(木)

5 監査の結果

上記により監査したところ、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。